



銚子市監査委員告示第5号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき財政援助団体等監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

令和2年12月25日

銚子市監査委員 明 石 博  
同 宇 澤 園 子

令和2年度

財政援助団体等監査報告書

銚子市監査委員

## 1 監査の対象

株式会社宮本工業所（以下「宮本工業所」という。）は、銚子市火葬場（以下「斎場」という。）の平成31年4月1日から令和6年3月31日までにおける指定管理者であることから、令和元年度の指定管理に係る斎場運営その他の事務の執行について監査を行った。

## 2 監査の期間

令和2年8月21日から令和2年9月25日まで

## 3 監査の方法

宮本工業所から提出された資料、提示された出納関係帳票その他関係書類に基づき、斎場が関係法令、斎場の設置及び管理に関する条例及び管理運営に関する協定書等の定めるところにより適正に管理されているかを主眼とし、関係者から説明を聴取する等の方法により実施した。

## 4 監査の概要

### (1) 施設の概要等

① 所在地 銚子市西小川町4732番地

② 設置の目的

墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）に基づく火葬を行おうとする者に便宜を供与し、併せて公衆衛生の向上を図る。

③ 施設の内容

・ 敷地面積 5,019.70㎡

・ 延床面積 1,161.97㎡ 鉄筋コンクリート造2階建

・ 火葬棟 803.42㎡

（火葬炉3基、汚物炉1基、告別室、炉前ホール、収骨室、霊安室、作業室、電気室及び機械室）

待合棟 358.55㎡

（待合室3室、待合ホール、湯沸室及び便所）

### (2) 財政援助等の内容

① 財政援助等の区分及び所管課

・ 財政援助等の区分 公の施設の指定管理者

・ 所管課 生活環境課

② 指定管理委託料 37,526,280円  
 犬、ねこ等小動物の死体の焼却は利用料金制

③ 運営体制 正規職員3名、パートタイム職員1名

④ 指定管理者の主な業務

ア 火葬に関する業務（火葬業務、炉前業務、収骨業務、斎場使用許可確認業務、火葬済証明事務、残骨灰等処理業務、待合室業務、受付業務、小動物等の焼却及びこれに付随する業務）

イ 斎場の施設、設備等の維持及び保守管理に関する業務（火葬炉保守点検業務、その他施設設備維持管理業務、植栽・除草業務、環境衛生管理業務、清掃業務、警備業務、災害対応、防火管理及び危険物管理業務、消防設備保守点検業務、霊安室業務）

ウ その他市長が管理運営上必要と認める業務（庶務業務、維持管理報告業務、大規模災害対応業務、記録業務、定期報告業務）

⑤ 斎場の利用状況

令和元年度 火葬件数（平成31年4月1日～令和2年3月31日）

（単位：件）

月	人体	死胎	四肢	改葬	火葬炉 使用件数
4月	82	0	0	0	82
5月	77	0	0	0	77
6月	75	0	1	0	76
7月	81	0	0	0	81
8月	86	0	0	0	86
9月	88	0	0	0	88
10月	87	0	0	0	87
11月	82	2	0	0	84
12月	78	1	1	0	80
1月	106	1	0	0	107
2月	80	2	0	0	82
3月	84	0	0	0	84
計	1,006	6	2	0	1,014

令和元年度 小動物等火葬件数（平成31年4月1日～令和2年3月31日）

月	動物件数	月	動物件数
4月	49件	10月	36件
5月	41件	11月	35件
6月	32件	12月	45件
7月	48件	1月	47件
8月	46件	2月	47件
9月	42件	3月	32件
		計	500件

5 監査の結果

斎場の指定管理業務に係る出納その他の事務については、概ね適正に執行されていたものと認められた。

斎場の指定管理者である宮本工業所においては、セルフモニタリングも実施しながら、関係法令の遵守、利用者の心情に配慮したきめ細かいサービスの提供、公平性の維持、個人情報の保護等効果的かつ効率的な施設管理が行われていたところであるが、経理処理及び運営体制の整備に関してはいくつかの不備が見られた。

特に以下の件について対応を図られ、利用者のサービスの向上に繋がるように努められたい。

- ・ 収支報告書と年度報告書の管理経費収支報告書との不一致や、請求書等の未添付が見受けられた。会計帳簿類及び証拠書類については随時確認を徹底し、不整合のないよう適切に管理されたい。また、特記事項については、適切に該当書類に付記されたい。
- ・ 收受した利用料金の取扱いについては、小口現金と合算して管理していたので、つり銭や他の事業にかかる現金と区分して管理されたい。
- ・ 基本協定書に規定する斎場の管理の実施計画等を定めた事業計画書及び指定管理料の執行に係る年間計画書が未作成のため作成されたい。特に、緊急時及び災害対策等のマニュアル及び消防計画は利用者の安全性の確保を図る必要があるために早急に作成されたい。

また、斎場利用者の意見を聴取するためアンケート等を実施し、利用者のサービスの向上に資するよう努められたい。

生活環境課においては、以上の事項を踏まえ、指定管理者を管理・監督する立場であることを改めて認識し、基本協定書及び年度協定書に定める事項が漏れなく実施されているか、適切な施設管理が行われているかについて、チェック機能を発揮するとともに適切に指導されたい。

また、市と指定管理者との協議のうえ決定した修繕等にかかる年度上限額の設定等の特殊事例は、適時記録のうえ確実に引き継がれたい。

斎場は平成2年建築であり築後30年が経過しているため、施設の老朽化に伴う改修等の必要性についても、随時適切に把握し、必要な措置を講じられたい。特に、現地監査時に確認した女子トイレ天井の雨漏りについては、早急に対応されたい。

斎場という施設の目的が円滑に果たされるよう今後とも市と指定管理者とが連絡をより一層密にし、市民サービスの向上に資するよう努められたい。

なお、広域処理の可能性並びに斎場の今後のあり方について、銚子市公共施設等総合管理計画に則りながら、検討を進められるよう要望する。